

平成 23 年 7 月 7 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（〇〇）第●●号 損害賠償等請求控訴事件（原審・高知地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号）

口頭弁論終結の日 平成 23 年 6 月 2 日

判 決

控訴人（1 審原告） X

被控訴人（1 審被告） 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金 30 万円を支払え。

第 2 事案の概要等

本件事案の概要、前提事実、本件の争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」第 2 の 1 ないし 3（原判決 1 頁下から 2 行目から 4 頁 10 行目まで）記載のとおりであるからこれを引用する。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」の第 3 の 1（原判決 4 頁 11 行目から 7 頁 3 行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 4 頁 13 行目「甲 1、3、」の後に「甲 4 の 1 及び 2、」を加える。控訴人の主張に即して原審及び当審に提

出された証拠を改めて検討してみても、原判決の認定判断を変更すべき点は見当たらない。

よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官	杉本正樹
裁判官	安達玄
裁判官	田中一隆